明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三九）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（農林水産省）　二
アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　三

省令

○農林水産省令第三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第七条（同法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月十五日

農林水産大臣　江藤　拓